

「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」に対する西日本電信電話株式会社からの報告

1. 116番での加入電話等の移転受付においては、これまでも「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」における営業面でのファイアーウォールを遵守するよう、周知・徹底を図ってきたところではありますが、今回の要請を受けて、以下のとおり改めて周知を行い、遵守徹底を図りました。
 - ・ 3月17日 当社支店長及び県域等子会社社長等に対して、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行わないよう、再度文書にて指示
 - ・ 3月17日 当社支店営業部及び県域等子会社の業務受託組織等に対して、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行わないよう、再度文書にて指示
 - ・ 3月24～27日 当社支店長及び県域等子会社社長等に対して地域ブロック別会議にて、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行わないよう説明

2. 平成21年2月末時点における県域等子会社の取締役と当社の取締役等の兼務状況は別表(注)のとおりです。

県域等子会社においては、当社からの受託業務と業容拡大業務について、組織を分け、NTTドコモグループとの排他的な共同営業を行わないなど、法令等を遵守のうえ実施するとともに、顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置を講じております。

(注)別表については、経営上の秘密に属する情報であるため省略。